

令和2年12月17日

各指定障がい者支援施設 管理者様
各指定障がい児入所施設 管理者様
各指定障がい福祉サービス事業所 管理者様
各指定一般相談支援事業所 管理者様
各指定特定相談支援事業所 管理者様
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様
各移動支援事業所 管理者様
各地域活動支援センター 施設長様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長
運営指導課長

障がい者支援施設等に従事する有症状の職員に対するPCR検査について

平素は、本市障がい福祉行政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましては、日々、感染防止にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

現在、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染者が増加傾向にあり、医療施設、高齢者施設等でクラスターが多数発生していることから、厚生労働省より都道府県等に対して、高齢者施設等（※）への重点的な検査の徹底に係る要請があったところです。

（※）当該事務連絡において、「高齢者施設等」には、障がい者支援施設等が含まれます。

本市においても、市内の高齢者施設や障がい者支援施設等において多数の陽性者やクラスターが発生している状況から、これらの施設等での感染拡大を防止するため、大阪市内の障がい者支援施設等に従事する職員への重点的なPCR検査を実施することとしておりますので、有症状の職員がおられる場合には、次のとおりご相談いただきますようお願いいたします。

なお、本件は、大阪市保健所とも連携のうえ対応させていただいておりますとともに、令和2年11月20日付の国の事務連絡において、「保健所による行政検査が行われない場合において、障害者支援施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査を実施した場合については、それが施設の運営に必要不可欠であれば、都道府県が実施する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）の対象経費をして差し支えない」ことが示されておりますことを申し添えます。

記

1 対象者

大阪市内の障がい者支援施設等で従事する職員（有症状に限る）

2 PCR検査の相談先

発熱、せき、倦怠感等、少しでも症状がある場合は、速やかに大阪市新型コロナ受診相談センターに相談してください。

【相談先】

大阪市新型コロナ受診相談センター（24時間受付）

【電話番号】 06-6647-0641

注）電話相談にあたっては、①症状があること、②市内の障がい者支援施設等で従事する職員である旨を必ず伝えてください。なお、保健所が実施する行政検査（PCR検査）の費用は無料です。

3 参考

- ・令和2年11月20日付厚生労働省事務連絡「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について」
- ・令和2年12月2日付厚生労働省事務連絡「高齢者施設等への重点的な検査の徹底に関する関係団体の相談窓口について」

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel:06-6208-8071 Fax:06-6202-6962

障がい支援課 Tel:06-6208-7986 Fax:06-6202-6962

運営指導課 Tel:06-6241-6527 Fax:06-6241-6608